

日本放送協会 資料

『番組制作委託取引に関する自主基準』

日本放送協会
平成16年4月

日本放送協会（以下「NHK」という）は、NHK関連団体（制作子会社）を通してNHK番組の制作を外部の番組制作会社（以下「制作会社」という）に委託するにあたって、取引に関する公正性・透明性を確保し、よりよい番組の創造を制作会社とともに推進するため、NHKおよびNHK関連団体（制作子会社）が、取引を行うにあたっての基準となる事項を、次のとおり定める。

. 基本的な考え方

- (1) 制作会社への制作委託にあたっては、制作会社を放送文化の創造・発展のパートナーと位置付け、NHKの定めた「NHK放送番組基準」に則った良質な番組の制作を行うため、適正な協力関係の構築に努める。
- (2) NHK番組の公共性および受信料を財源とする公共放送の使命について、制作会社の十分な理解を得るよう努める。
- (3) 制作委託の取引にあたっては、「下請法の手引」に則り下請法の規定を遵守するほか、独占禁止法等の関係法令を遵守し、取引の内容や条件、手続き等について誠実かつ十分な協議を行い、必要に応じて文書で確認するなど、取引の公正性・透明性を確保する。

. 番組の制作委託に関するNHKの基本方針

- (1) 「NHK放送番組基準」に則りNHKの内容管理のもとで制作を行うため、NHK関連団体（制作子会社）にプロデューサー業務を委託し、その制作責任のもとで、企画提案した制作会社への制作委託を行う。
- (2) NHKによる内容管理のもとでの制作を保障するため、番組制作に係る経費はNHKが負担する。
- (3) 制作会社の企画により制作会社に制作委託して完成した番組の著作権は、制作会社と共有するとの認識に立って、制作会社の有する権利を不当に軽んじることのないよう留意する。
- (4) 制作された番組は、公共放送NHKの番組としてNHKの主体性のもとで放送等に使用し適正に管理することが必要であり、契約にあたっては、「制作委託にあたってのNHKの考え方」「アニメ番組に関する契約の考え方」（別添）について制作会社に十分な説明と協議を行い、その理解を得て適正な契約を締結する。

. 取引にあたって

(契約の締結)

- (1) 制作会社への制作委託にあたっては、前項の「番組の制作委託に関するＮＨＫの基本方針」を事前に十分に説明し、理解を得ることに努める。
- (2) 制作会社への制作委託の発注が決まり次第、直ちに発注書を交付する。
- (3) 委託の内容、委託代金額およびその支払い、権利の扱い、納品等についてその諸条件を双方が十分協議し、合意の上その内容を明示した契約書をできるだけ早期に作成する。契約書作成にあたっては、必要条項を網羅した「契約書雛型」を用意し、契約締結のための協議を確実かつ円滑に行う。
- (4) 契約の内容や履行に関して、発注内容に変更が生じたり、想定外の事情や疑義が生じたりした場合は、双方誠意をもって協議を行い、誤解のないよう必要に応じて文書により確認を行う。
- (5) 契約書において取り決める事項は、次のとおり。
 - ア)[委託の目的] 制作する番組を特定し、その使用目的を明確にする。
 - イ)[委託の内容等] 制作への双方の関わり方およびそれぞれの責任を明確にする。
 - ウ)[委託金額] 委託の目的とする範囲での番組の使用を前提とし、制作する番組の内容に即した委託金額を取り決める。金額は、番組の内容を踏まえて制作会社の制作業務に要する経費および管理費を制作会社側が見積もり、これをもとに内容とあわせて適正な協議を行い、合意を得る。
 - エ)[委託代金の支払い] 委託代金の支払い時期、支払い方法等の条件を下請法の規定を踏まえて適正に取り決め、確実に履行する。
 - オ)[著作権等の扱い] 制作委託取引に関するＮＨＫの基本方針への理解のもと、番組の著作権の帰属を明らかにし、委託の目的とする範囲を超えた二次的な使用に関する双方のかかわり方、およびその適正な条件を取り決める。
 - カ)[納品・検収] 完成物の仕様、納入期日、納入後の試写等について明確に定めるほか、やり直しの必要が生じた場合の費用の扱い方を取り決める。
 - キ)[その他] 事故や紛争時の扱いなど必要な事項を定める。

(遵守する事項)

- (1) 正当な理由がないのに、委託した番組の受領を拒まない。
- (2) 納品が完了した後に、費用の扱いを協議しないまま一方的で不当なやり直しの要請をしない。
- (3) 制作委託取引の際に、直接かかわりのない他の取引や役務の提供を強要しない。
- (4) その他、独禁法等の法令を遵守し、別途定める『下請法の手引』に従い下請法に規定される親事業者の禁止事項や義務を遵守する。

以上

制作委託にあたってのNHKの考え方

日本放送協会

当協会は、当協会の放送で使用する番組の企画提案を外部の番組制作会社から募集するにあたって次に記す契約方針を持っています。提案が採択された場合には、この方針に基づいて制作委託契約を行うこととしています。

< NHK関連団体による契約と制作統括 >

- ・ 当協会の編集基準に沿った番組制作を行うため、NHK側プロデューサー（制作統括）のもとで制作を行うこととし、企画した制作会社との制作委託契約は、NHKから制作の委託を受けたNHK関連団体が行うことになります。

< 番組制作の目的 >

- ・ 番組制作の目的は、NHK の放送で使用し、また、必要な視聴者サービス等に使用することです。

< 委託費 >

- ・ 番組全体の制作費をNHK が全額負担する原則に立って、委託費は、制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。
- ・ なお、NHK での放送使用が、一定の期間または回数を超える場合は制作会社に別途追加支払いを行います（学校放送番組、汎用番組等、多回数の放送を前提とするものを除く）。

< 番組の著作権の取扱い >

- ・ 制作委託した完成番組は、制作会社とNHK側の共同著作物と位置付けたうえで、NHK放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料収入の性格から*、次の条件のもとで、NHKを、番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）と定めます。

一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。

番組の著作権行使により番組著作権者としての権利収入が生じたときには、契約時に定める権利収入配分を行います。

制作会社が番組の二次使用を行う希望がある場合は、委託元関連団体を通じてNHK に提案してもらうことが可能です。

- ・ 番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、NHK と制作会社の名称を併記します。

* NHK を「著作権の代表行使者」とする理由

- ・ 番組の二次使用で公共放送としてのNHKのイメージを損ない結果的にNHKの放送事業に支障が生じることのないよう、番組の二次使用をNHKの管理の下に置く必要があります。
- ・ NHKが、特定の事業者の権利ビジネスに供するために制作費を支出したかのような誤解を招くのを避ける必要があります。

アニメ番組に関する契約の考え方

日本放送協会

当協会は、当協会が放送するシリーズアニメ番組について、アニメ制作会社と次の考え方で契約を行う方針です。

制作委託

- 当協会が制作するシリーズアニメ番組は、NHK の放送での使用のほか、多角的な活用により視聴者の多様な要望に応えることを目指し、制作のパートナーとなるアニメ制作会社とともに、それぞれの役割を定めて制作にあたります。
- 当協会の編集基準に沿った番組制作を行うため、NHK 関連団体のプロデューサー（制作統括）のもとで制作を行うこととし、アニメ制作会社との制作委託契約は、NHK から制作の委託を受けた NHK 関連団体が契約することになります。
- シリーズ番組全体の制作費を NHK が全額負担する原則に立って、委託費は制作会社側の制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。

<番組の著作権の扱い>

A) プロダクション企画の場合

- アニメ制作会社の企画による場合、制作された番組は、制作会社と NHK 側の共同著作物と位置付けたうえで、NHK 放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料収入の性格から、次の条件のもとで、NHK を、番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）と定めます。

一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。

番組の著作権行使により番組著作権者としての権料収入が生じたときには、契約時に定める権料収入配分を行います。

制作会社側が番組の二次使用を行う希望がある場合は、委託元関連団体を通じて NHK に提案してもらうことが可能です。

- 番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、NHK と制作会社の名称を併記します。

B) NHK 側企画の場合

- NHK 側の企画により制作する場合、委託内容は限定的となり番組自体の著作権は NHK 側に帰属することとなります。多角的な活用により権料収入が生じたときには、アニメ制作会社の寄与を踏まえ一定の権料収入配分を行います。

放送権購入

- 制作委託と異なり、アニメ制作会社が独自にアニメ番組を企画、制作する場合に、NHK は、一定の放送回数・期間の放送権を購入することができます。
- （予約購入）また、NHK 放送にふさわしい番組が完成することを前提に、企画段階で放送権の購入を予約することができます。この場合、NHK 側が制作過程になんらかの形で関与できることが必要条件となります。